

〈研究ノート〉

第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所 における救恤活動について

—— 赤十字国際委員会駐日代表

フリッツ・パラヴィチーニ報告をもとにして——

大 川 四 郎

1. はじめに
2. 第1次世界大戦当時の捕虜救恤体制
3. 日露戦争以来の名古屋市民の捕虜観
4. ICRC 駐日代表フリッツ・パラヴィチーニ博士
5. パラヴィチーニ報告と日本赤十字社編「俘虜視察報告」
6. おわりに

1. はじめに

第1次世界大戦終結時に日本国内には、計7ヶ所に捕虜¹収容所が置かれ、約5,000名のドイツ・オーストリア兵捕虜が抑留されていた。期せずして、これらの捕虜収容所は、日独間の国際交流の場となった。例えば、徳島県に所在した板東俘虜収容所は、ベートーベン作曲『交響曲第9番』が初演された場所としてつとに有名である²。そればかりではない。当時のドイツ・オーストリア兵捕虜の中には高度な技術保持者が多かったため、我国に多くの技術が伝えられ、地域産業の発展を促すことにもつながった。久留米のゴム産業、そして、名古屋市の製パン業、金鍍金業はその好例である³。

このように、第1次世界大戦中の捕虜収容所に対して、近年、文化交流という観点から、多くの関心が向けられている⁴。

これに対して、本稿では、捕虜に対するこのような人道的待遇を可能にした、当時の捕虜救恤体制およびその実態はいかなるものであったかを、国際人道法史の観点から検討していく。その理由は次の2点による。

第1点として、日本国内において、日露戦争、第1次世界大戦に見られる捕虜厚遇⁵が、第2次世界大戦では総じて捕虜虐待へと転じていく⁶。この転換を論ずる前に、捕虜厚遇期の制度的・社会的背景を整理検討しておきたいからである。

第2点として、2004年6月、我国は、有事立法整備の一環で、捕虜などの処遇を定めるジュネーブ条約の2つの追加議定書を承認すると同時に、「捕虜の取扱いに関する法律」、「国際人道法違反処罰法」をも制定した。戦争という事態は避けるべきものである。しかし、万が一、有事の場合に、我国の権内に入った捕虜をいかに処遇すべきかという時に、その反省材料となるのは、過去の捕虜救恤活動についての記録を批判的に検討することをおいて他にないのではないかと筆者は考えているからである。

以下では、第1に、第1次世界大戦当時の救恤体制を概観した上で、第2に、日露戦争以来の名古屋市民の捕虜観について触れる。第3に、この制度の枠内で、日本国内の捕虜収容所を赤十字国際委員会（以下、ICRC）駐日代表として視察にあたったフリッツ・パラヴィチーニ博士の経歴を振り返り、第4に、パラヴィチーニ博士の収容所視察報告のうち、名古屋俘虜収容所に関わる部分を、当時の日赤側記録と対照させつつ、検討する。

2. 第1次世界大戦当時の捕虜救恤体制

史上初めて世界的規模での総力戦となった第1次世界大戦では、捕虜問題が複雑化した。ところが、既存のジュネーブ2条約（「戦地軍隊に於ける傷者及病者の状態改善に関する1864年8月22日のジュネーブ条約」、「戦地軍隊に於ける傷者及病者の状態改善に関する1906年7月6日のジュネーブ条約」）では、

第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所における救恤活動について

捕虜に関してわずかな規定しか置いていなかった。捕虜に関する詳細な条約としては、「陸戦の法規慣例に関する規則」(1907年(明治40年)10月18日のハーグ第4条約附属書)しかなかった。この「規則」には、次のような規定が置かれている。

第4条〔俘虜ノ抑留〕 俘虜ハ敵ノ政府ノ権内ニ属シ之ヲ捕ラエタル個人又ハ部隊ノ権内ニ属スルコトナシ。

俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシ。

俘虜ノ一身ニ属スルモノハ兵器、馬匹及軍用書類ヲ除クノ外依然其ノ所有タルヘシ。

第6条〔俘虜労働〕 国家ハ将校ヲ除クノ外俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ応シ労働者トシテ使役スルコトヲ得。其ノ労働ハ過度ナルヘカラス。又一切作戦行動ニ関係ヲ有スヘカラス。

〔俘虜ヘノ給与〕 俘虜ハ公務所、私人又ハ自己ノ為ニ労働スルコトヲ許可サレルルコトアルヘシ。国家ノ為ニスル労働ニ付テハ同一労働ニ使役スル内国陸軍軍人ニ適用スル現行定率ニ依リ支払ヲ為スヘシ。右定率ナキトキハ其ノ労働ニ対スル割合ヲ以テ支払ウヘシ。

公務所又ハ私人ノ為ニスル労働ニ関シテハ陸軍官憲ト協議ノ上条件ヲ定ムヘシ。

俘虜ノ労銀ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ軽減スルノ用ニ供シ剰余ハ解放ノ時給養ノ費用ヲ控除シテ之ヲ俘虜ニ交付スヘシ。

第7条〔俘虜ヘノ扶養〕 政府ハ其ノ権内ニ在ル俘虜ヲ給養スヘキ義務ヲ有ス。交戦者間ニ特別ノ協定ナキ場合ニ於テハ俘虜ハ糧食、寝具及被服ニ関シ之ヲ捕ヘタル政府ノ軍隊ト対等ノ取扱ヲ受クヘシ。

第14条〔俘虜情報局〕 各交戦国ハ戦争開始ノ時ヨリ又中立国ハ交戦者ヲ其ノ領土ニ収容シタル時ヨリ俘虜情報局ヲ設置ス。情報局ハ俘虜ニ関スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、交換、逃走、入院、死亡ニ関スル事項其ノ他各俘虜ニ関シ銘銘票ヲ作成補修スル為ニ必要ナル通報ヲ各当該官憲ヨリ受クルモノトス。情報局ハ該票ニ番号、氏名、

年齢、本籍地、階級、所属部隊、負傷並捕獲、留置、負傷及死亡ノ日付及場所其ノ他一切ノ備考事項ヲ記載スヘシ。銘銘票ハ平和克復ノ後之ヲ他方交戦国ノ政府ニ交付スヘシ。

情報局ハ又宣誓解放セラレ交換セラレ逃走シ又ハ病院若ハ包帯所ニ於テ死亡シタル俘虜ノ遺留シ並戰場ニ於テ発見セラレタル一切ノ自用品、有償物、信書等ヲ収集シテ之ヲ関係者ニ伝送スルノ任務ヲ有ス。

第 15 条〔俘虜救恤組織〕 慈善行為ノ媒介者タル目的ヲ以テ自国ノ法律ノ從ヒ正式ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ハ其ノ人道的事業ヲ有効ニ遂行スル為軍事上ノ必要及行政上ノ規則ニ依リテ定メラレタル範囲内ニ於テ交戦者ヨリ自己及其ノ正当ノ委任アル代表者ノ為ニ一切ノ便宜ヲ受クヘシ。

〔救恤組織代表者〕 右協會ノ代表者ハ各自陸軍官憲ヨリ免許狀ノ交付ヲ受ケ且該官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ関スル一切ノ規律ニ服従スヘキ旨書面ヲ以テ約シタル上俘虜收容所及送還俘虜ノ途中休泊所ニ於テ救恤品ヲ分与スルコトヲ許サルヘシ。

まず、ハーグ「規則」第 4 条第 1 項、第 2 項が示すのは次の点である。ジャン・ジャック・ルソーが説くように、戦争とは個人間の関係ではなく、国家間の関係である。個人はたまたま戦闘員であるから、戦場で向かい合っている相手国戦闘員と敵対関係にある。戦闘員として武器を手にし、戦闘能力がある間は、相手国戦闘員を殺傷する権利がある。しかし、戦闘員が武器を捨てて捕虜となった場合、戦闘能力のない個人であって、戦闘員ではなくなる。従って、捕虜となった者を、尊重しなければならない⁷。しかし、戦闘が終結し、一方戦闘員又は部隊が他方戦闘員を捕虜として捕獲する場合に、抑留国側となる一方戦闘員が、個人的には敵愾心に駆られることがあるので、個人的な制裁を捕虜に加えることができないようにしなければならない。そこで、捕虜を捕虜收容所で抑留・保護することが必要になってくる。

ハーグ「規則」第 7 条は、抑留国が捕虜を收容所に抑留する際の義務を述べている。捕虜の所属国また人道団体からの援助がある場合を除いて、抑留国は捕虜を絶対的に扶養しなければならないと理解された⁸。

第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所における救恤活動について

これらの規定に従って救恤活動を組織的に実施するために、俘虜情報局を設置することが必要になった。そこで、まず、ICRCは、1914年8月21日に、ジュネーブに中央捕虜情報局を設置するとともに、各交戦当事国政府及び各国赤十字社に対して、救恤組織をそれぞれの国内に設けることを要請した。

こうして、我国では、ハーグ「規則」第14条を受けて、大正3年(1914年)9月19日に勅令第192号の俘虜情報局官制で、東京に俘虜情報局が設置され、陸軍大臣の管理下に置かれた。この機関は、長官1名(陸軍将官又は陸軍大佐)と事務官(陸海軍佐尉官又は奉任文官)、判任の書記5名から構成された。その主たる任務は、捕虜の「留置、移動、宣誓解放、交換、逃走、入院、死亡ニ関スル事項其ノ他各俘虜ニ関シ銘銘票ヲ作成補修」(俘虜情報局官制第1条第1号)し、「宣誓解放セラレ、交換セラレ、逃走シ又ハ病院若シクハ包帯所ニ於テ死亡シタル俘虜ノ遺留品及遺言書ヲ保管シ且之ヲ遺族其他ノ関係者ニ送付」(同官制第1条第3号)することであった。これに伴い、日露戦争当時の俘虜収容所条例(明治38年2月2日勅令第28号)、俘虜取扱規則(明治37年2月14日陸達第22号)、俘虜取扱細則(明治37年5月15日陸達第97号ノ1)、俘虜取扱規則(明治37年2月17日海軍大臣達第33号)、俘虜取扱細則(明治37年5月15日陸達第97号ノ2)に所要の修正を加えた上で、俘虜情報局事務取扱規程(大正3年9月21日陸達第30号)、を整備した。

注目すべきは、ハーグ「規則」第4条第2項で俘虜を「人道ヲ以テ」(avec humanité)処遇するように規定していることから、俘虜取扱規則第2条で、「俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱ヒ決シテ侮辱虐待ヲ加フベカラズ」(傍線は引用者)と、類似の規定を置いていることである。名古屋俘虜収容所内務細則(大正8年3月20日改正)でも、「衛生部員ハ寛容ナル博愛的の観念ト厳格ナル態度ヲ以テ俘虜ニ接スヘシ」(同細則65条。傍線は引用者)⁹と規定している。

ところで、俘虜情報局を管理する陸軍省は、戦時にあっては、戦闘に従事することが主務である。そこで、俘虜情報局と緊密な連絡関係をとりながら、具体的な捕虜救恤活動に従事したのは、日本赤十字社であった。

西南戦争時の負傷者救護にあたった博愛社を前身とする日本赤十字社は、明治19年(1886年)に日本政府が赤十字条約を加入したことにより、正式に発

足した。翌明治 20 年（1887 年）に万国赤十字に加盟した。その後、民法上の社団法人（日本赤十字社定款第 1 条、明治 43 年 7 月改正、大正元年 12 月一部改正）として組織された日本赤十字社は、日本赤十字社条例（明治 34 年 12 月勅令第 223 号、明治 43 年 5 月改正勅令第 228 号）第 1 条に「日本赤十字社ハ救護員ヲ養成シ救護材料ヲ準備シ陸軍大臣、海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸、海軍ノ戦時衛生勤務ヲ幫助ス」と規定されているように、主務官庁である陸海軍省の監督を受け、「国家ノ公務」として「赤十字ノ事業」を行うこととなった¹⁰。

ハーグ「規則」第 15 条に対応して、日本赤十字社では、大正 3 年（1914 年）12 月 5 日、陸海軍大臣の認可の下に、日本赤十字社俘虜救恤委員規定を定め、次の規定にあるような業務を担当することになった¹¹。

第 3 条 俘虜救恤委員ハヂュネーブ国際委員ノ開設セル俘虜ニ関スル中央事務局ト連絡ヲ取り（中略）俘虜ニ関スル事務ヲ行フ。其ノ事務ノ重ナルモノ左ノ如シ。

- 1、外国赤十字社ノ救恤委員ヨリヂュネーブ中央事務局ヲ介シテ日本政府ノ権内ニ在ル外国人ノ俘虜ニ対シ救恤金品ヲ送り来リタルトキハ陸軍省ノ指示ヲ得テ交付手續ヲ為シ又同俘虜ノ所在安否ニ関シ問合せヲ受ケタルトキハ俘虜情報局ニ就キ必要ノ問合せヲ為シ中央事務局ニ回報スルコト。
- 2、日本ニ在ル有志者ヨリ外国ニ在ル日本人ノ俘虜ニ宛テ救恤金品ヲ寄贈セントスルモノアルトキハヂュネーブ中央事務局ニ向ケ発送ノ手續ヲ為スコト。

そして、俘虜取扱細則第 14 条に「病室ノ衛生勤務ハ所在地陸軍病院ノ職員ヲシテ之ヲ担任セシム。但シ日本赤十字社救護員ヲシテ陸軍医官ノ指揮ノ下ニ治療セシムルコトヲ得」（傍線部は引用者。明治 37 年 5 月 15 日陸達第 97 号ノ 2、大正 3 年 9 月 21 日陸達第 32 号）¹²とあるように、疾病状態にある捕虜への医療も、陸軍軍医官の指揮を受けながら、日本赤十字社看護婦があたった。

第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所における救恤活動について

ハーグ「規則」第6条に規定する捕虜労働は、抑留国側の経済的利益を目的としているのではなく、適度な労働により、捕虜が身体的にも精神的にも良好な状態を維持することを目的としている¹³。この規定に対応して、俘虜労役規則（明治37年9月10日陸達第139号、明治38年8月24日陸達第40号、大正3年9月21日陸達第34号）が制定された。

そして、ハーグ「規則」をはじめとする捕虜関係の関連法規は、俘虜情報局により「俘虜ニ関スル法規」と題した冊子に編集され、各俘虜収容所および関連諸機関に配布された¹⁴。

3. 日露戦争以来の名古屋市民の捕虜観

名古屋に捕虜収容所が設置されたのは、第1次世界大戦が初めてではない。日露戦争中にも、市内東別院内に設置されている¹⁵。

当時の東京帝国大学法科大学大学院で国際法を研究した蜷川新は、開戦劈頭にあって、陸軍予備中尉として召集され、朝鮮半島、満州の戦場を転戦した。彼の任務は、黒木為禎大將指揮下の第1軍司令部付国際法顧問として、日本軍の軍事行動がハーグ条約に違反しないように、監視することであった。内地に帰還後、名古屋俘虜収容所に明治38年3月25日から同年6月24日まで副官として勤務した。この間に、「俘虜自由散歩及民家居住規則」に対応して、「俘虜自由散歩及民家居住者取締ニ関スル細則」を整備し、ロシア兵俘虜の待遇改善に尽力した¹⁶。蜷川は、その回顧録『興亡五十年の内幕』の中で、次のように記している。

日本の古い歴史に依れば、俘虜となることは、武人の一大恥辱と信じられていた。名古屋で、俘虜のために、自由居住や、自由散歩を許したことは、国際法学者には、よくわかるけれども、一般の人には、よくわからなかった。恰も囚人を優遇する非常識のように思った人が多数いた。憲兵や、巡查や、下級軍人にその思想があった。（後略）

名古屋の新聞記者にも分からない人がいた。私は、それらに接して、俘虜

の待遇論を説いてやったが、一時はやたらに、俘虜の行動を非難したものである。それは取締が悪いのであるというのであった。私は、陸軍省の参事官であった、秋山雅之介（博士）氏から、或日書面を受取った。披て見た所が、その中に「俘虜は賓客にあらず」という語があった。私は直ちに返事を認めて、「勿論である。唯だ国際法に基き、又陸軍省の定めた法規に依って、俘虜を取扱っているのみ」と書いて出したことがある。（後略）

名古屋の婦人連は、恤兵事業に、大いに努めていたが、俘虜の救恤事業にも、同情心を持っていた。或日音楽会を催して、俘虜を慰められたことがあった。新聞の批評がうるさいために、後には俘虜の慰問は止められたが、俘虜は、日本の家庭婦人の慰問を受けるのを、大いに期待していた。私はそのことを国交上有利と考えていたが、妨げられて行われなかった。当時名古屋の社交界には、有名な美しい社交婦人がいた。和達瑾子女史は、その明星であったが賢明な夫人であった。今の气象台長和達博士の母君であった。名古屋の花柳界にも、技藝の優れた美妓が幾多いた。その舞技は、頗る優れたものであった。俘虜は、日本の芸術に、甚大の敬意を払っていた。当時舞技をもって有名であった名妓、浅子の如きは、その技と共に、その才能の優れているのを、彼らは敬服していた（傍線部は引用者）¹⁷。

この引用からもわかるように、日露戦争当時の名古屋市民は、ロシア兵捕虜に対して概ね好意的であった¹⁸。

第1次世界大戦中にも、当初は、捕虜収容所は日露戦争時と同じく、名古屋市内中区大谷派東本願寺別院内に開設された。しかし、風紀や衛生上の点から、名古屋市内東区内の陸軍作業場（現在の名古屋市中区古出来町。愛知県立旭丘高等学校の敷地）に移転された¹⁹。ドイツ兵捕虜らは、日露戦争当時のロシア兵以上に「洗練された文化人」として名古屋市民の目に映ったようで、歓迎されたことが伝えられている²⁰。

4. ICRC 駐日代表フリッツ・パラヴィチーニ博士

日本が文明国であることを示さんがために、日本軍部は国際法の遵守につとめた。そして、国民も捕虜に対して同情的であった。しかし、収容所に充てられた寺院内に多数の捕虜が収容されたために、捕虜1人あたりの空間が狭かった。これに加えて様々な制約が科せられたことにより、日本側との間でしばしば紛争が生じた。特に、久留米俘虜収容所では、所長の真崎甚三郎中佐による捕虜将校殴打事件さえ生じた。捕虜将校らは、直ちに日本陸軍大臣宛に訴願書を出して、抗議すると共に、当時に日本国内にあってドイツの利益代表であったアメリカ大使館宛に事件を通報した。また、丸亀俘虜収容所の一捕虜兵士は、匿名の書簡で、ドイツ外務省宛に日本側の捕虜取扱を告発さえした。更には、逃亡事件さえ報告されている²¹。

ドイツ外務省からの要請により、アメリカ国務省は、在日アメリカ大使館の一等書記官サムナー・ウェルズに日本国内の捕虜収容所の視察を命じた。ウェルズは、1916年（大正5年）3月2-15日にかけて視察を行い、報告書を在日アメリカ大使グースリーに提出した。グースリーはこの報告書に基き、日本政府外務大臣と会見した。この結果、日本国内の捕虜収容所では、多くの点が改善された。しかし、ウェルズ視察後も、久留米収容所での状況は改善されなかった²²。ちなみに、当時、林田一郎歩兵中佐が所長をつとめていた名古屋俘虜収容所について、ウェルズは、「私が収容所の立地と運営に関して気付き得たことから申しますと、ここの事情には文句をつける余地がほとんどなく、俘虜達が一般的に満足している状態にも同様に苦情を述べる理由がありません」²³、と記している。

そこで、中立国側による捕虜収容所視察がなおも必要とされたのだが、1917年（大正6年）4月には、ルシタニア号事件を原因に参戦したアメリカ自体が、交戦当事国となってしまった。

1917年（大正6年）、ICRCは、日本国内に抑留中のドイツ・オーストリア兵捕虜の状況を視察させるために、トルメイヤー（Thormeyer, F.）他3名の

ICRC 委員を日本へ派遣した。ところが、いずれも個人的事情により、これら 3 名は、日本到着前にスイス本国へ帰国を余儀なくされた。このため、ICRC から要請を受けた駐日スイス公使サーリスが在日スイス人の中から適任者の人選にあたった。その結果、ICRC 駐日代表に任命されたのが、横浜市山手 74 番地に居住し、同市本牧 772 番地で医院を開業していたスイス人医師フリッツ・パラヴィチーニ博士であった²⁴。

フリッツ・パラヴィチーニ博士 (Dr. Fritz Paravicini, 1874-1944) はスイス東部のグラールス州に生れた。チューリッヒ、ローザンヌ各大学で医学を修めた後、チューリッヒ郊外の温泉療養所アルビスブルムで医師として勤務した。1905 年に来日し、横浜で外科医として開業した。日本事情に通じ、各国駐日大使館の囑託医をもつとめた。第 1 次世界大戦中に、ICRC からの要請により同委員会駐日代表部首席に就任し、日本国内の捕虜収容所を視察した。その報告書『第 1 次世界大戦中の救恤活動記録 第 20 分冊 在横浜医師フリッツ・パラヴィチーニ博士による日本国内俘虜収容所視察報告 (1918 年 6 月 30 日 — 同年 7 月 16 日)』(Internationales Komitee vom Roten Kreuz, „Dokumente herausgegeben während des Krieges 1914-1918 - Bericht des Herrn Dr. F. Paravicini, in Yokohama, über seinen Besuch der Gefangenenlager in Japan (30. Juni bis 16. Juli 1918 - zwangigste Folge“, Verlag Georg & C^{ie}, Basel und Genf, Januar 1919, 43S.) は、第 1 次世界大戦中の日本における救恤活動への国際的評価につながった。太平洋戦争の勃発により、ICRC は日本政府の同意の下に、パラヴィチーニを同委員会駐日代表部首席に再任命した。マックス・ペスタロッツィ (Max Pestalozzi, クリストフ・ルドルフ商会日本駐在員)、ハインリッヒ・アングスト (Heinrich Angst, シーベル・ヘグナー社日本代理店総支配人) を代表補佐にして、当時の日本赤十字社内に設置された俘虜救恤委員部と協力しつつ、日本権内の捕虜収容所および民間人被抑留者収容所を視察し、救恤活動を行った。高齢と過労により、1944 年 1 月、パラヴィチーニは疎開先の横浜市内弘明寺で急死した²⁵。なお、太平洋戦争中の日本権内の捕虜収容所で起こった捕虜虐待の責任の一端をパラヴィチーニに求める見解がある²⁶。

5. パラヴィチーニ報告と日本赤十字社編「俘虜視察報告」

博愛社に始まり、明治大正から第2次世界大戦直前までの日本赤十字社の文書は、1974年（昭和49年）以来博物館明治村によって所蔵され、日本赤十字社文庫として日本赤十字豊田看護大学図書館内赤十字史料室によって管理されている²⁷。この中に、「赤十字国際委員在本邦独逸俘虜視察関係」（分類記号B/1132/3130）と題した分厚い書類綴りがある。タイトルが示すように、第1次世界大戦中の日本国内に所在した捕虜収容所をICRC駐日代表パラヴィチーニが視察した、前後の関連文書を一括収録している。以下の叙述は、これらの関連書類のうち、パラヴィチーニ自身が視察後にまとめた報告と、日本赤十字社側で編纂した「俘虜収容所視察報告」²⁸をもとにする。

1918年（大正7年）6月28日に横浜を出発したパラヴィチーニは、6月30日に久留米（所長：林銑十郎歩兵大佐）、7月2日に大分（所長：西尾糾夫兵大佐）、7月4日に広島湾沖の似島（所長：菅沼 来歩兵大佐）、7月7日に青野原（所長：宮本秀一歩兵中佐）、7月9日に板東（所長：松江豊寿歩兵大佐）、7月13日に名古屋（所長：中島鉄之助歩兵大佐）、7月14日に静岡（所長：西郷寅太郎歩兵大佐侯爵）の各収容所を視察した。陸軍省からは、田中稔陸軍歩兵大尉（陸軍省軍務局軍事課課員参謀。6月28日から7月11日まで同行）、記録勇助陸軍砲兵中佐（俘虜情報局事務官。7月11日から同月16日まで同行）が、日赤側からはドイツ語通訳岡倉一郎（俘虜救恤委員）、書記歌原兼良、書記大澤勇が、随行した²⁹。視察旅行中の旅費・宿泊費は日赤側が、捕虜収容所内の接待費は陸軍が、それぞれ負担した³⁰。

7月12日午後6時30分に名古屋駅に到着したパラヴィチーニ一行は、上野録二郎日赤愛知支部主事、衛戍副官岡本大尉、名古屋俘虜収容所所員三浦國雄中尉の出迎えを受け、自動車に乗車の後、名古屋ホテルに投宿した³¹。

翌7月13日午前8時に、一行はホテルを出ると、自動車で名古屋収容所に到着した。門外で中島所長ら所員が、門内で捕虜将校らが、一行を出迎えた。事務室で、中島所長がパラヴィチーニに対して、次のような概況報告をしてい

る。

本收容所ハ独逸人 494 名ヲ收容シ居リ、内將校ハケウシングル中佐以下 12 名ナリ。

準士官以上及下士ノ一部ニハ各別室ヲ与ヘ、其他ハ概ネ 30 名宛 1 室ニ置キ 1 人平均ノ広サ約 2.9 平方米ナリ。

尚將校及準士官以下ノ希望者ニハ庭内ニ「ラウベ」ノ設備ヲ許可シアリ。

所内ニハ炊事場、浴室、洗濯場、患者治療ノ為メ医務室、給養室ヲ、又低廉ナル日用品及飲食品ヲ購入セシムル為メ酒保ヲ設備シ娯樂ノ為メ庭園栽培、家禽飼育、音楽等ヲ許可シ運動ハ午前 6 時ヨリ午後 5 時半マテ、散歩ハ午後 9 時マテ随意ニ之ヲ行ハシム。

給養ハ將校ハ同一階級ノ日本將校ノ俸給ト同一ノ金額ヲ以テ自治セシメ食事ハ將校炊事ヲ特設シ市内料理店「コック」ヲシテ調理セシメ居リ、準士官以下ハ手当ヲ給セス。被服其他ノ日用品ハ現品ニテ支給シ食事ハ彼等ノ希望ニヨリ献立ヲ作ラシメ之ニヨリ現品ヲ交付シ俘虜ヲシテ合同炊爨ヲナサシム。衛生ニ就テハ軍医、看護長、看護卒各々 1 名ヨリ成ル機関ヲ置キ診療衛生防疫等ニ従事セシメ、休養室ヲ設ケテ静養ニ便ナラシメ、尚入院ヲ要スルモノハ当地衛戍病院ニ依頼ス。而シテ其ノ状態ハ益々良好ニシテ前月平均体重 18 貫 329 匁アリ。

患者ハ目下入院中ノモノ 1 名モナク、精神病者及「ヒステリー」症ノ者 1 名、胃腸疾患 3 名其他輕微ナルモノ 3 名アリ。希望ニヨリ收容所内外ノ工場其他ニ於テ勞役ニ従事スルモノ 11 ヲ所 163 名アリ。其中 134 名ハ 2 個ノ陶器会社ニ雇ワレタルモノニシテ陶器製造補助、運搬等ニ従事シ其他ハ特種技能者ニシテ鉄工場、製粉所、楽器製造所ニ働キツツアリ。其勞銀最低 60 錢最高 1 円ナリ。此外使用主ニ於テ 25 錢乃至 50 錢ノ昼食ヲ給ス³⁰。

次いで、中島所長ノ案内で、パラヴィチーニハ、捕虜將校室に始まり炊事場、洗面所に至るまで所内施設を隈なく視察した。事務室に戻って休憩の後、「(通訳以外ノモノハ立会フコナク) 知己俘虜数名ト会谈シ且ツ一般俘虜ヲシテ」

第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所における救恤活動について

「陳述スル所」を自由に聴取した³³。

俘虜取扱規則（大正3年9月21日陸達第32号）第10条では、「俘虜ニ面会ヲ許ス場合ニ於テハ其ノ面会ノ場所、時間等ニ関シ取締上相当ノ制限ヲ為シ且監視者ヲシテ之ニ立会ハシムヘシ」と規定されていた。これに反する措置が取られたのは、「国際条約ヲ遵守シ其ノ範囲内ニ於テ出来得ル限り人道上ノ義務ヲ尽」³⁴すという姿勢から、俘虜情報局と日赤側との間で、「俘虜トノ談話ハ之ヲ拘束セサルコト。但シ代表委員单独ニテ俘虜トノ談話ヲ申出ル場合ニハ立会ハサルモ差支エナキコト」³⁵との申合が為されたからである。ちなみに、第2次世界大戦中、ICRC派遣員が日本軍権内の捕虜収容所を視察した際について、次のように報告されている。

収容所視察時間は2時間に限定されていた。最初の1時間は収容所管理当局との会見に、続く30分間は所内施設視察に、最後の30分間は、日本軍将校立会のもとに、これら将校が指名した信任者らとの会見にそれぞれ充てられた³⁶。

あらかじめパラヴィチーニが書面で送付した設問に関して、収容所側から次のような回答が為された。

- (1) 総面積ハ幾坪アリヤ。
1万2千坪。
- (2) 兵舎ノ総面積幾坪アリヤ。
430坪（廊下ヲ除ク）。
- (3) 畳何枚ヲ敷キ得ルヤ。
860枚。
- (4) 食品ハ1食ニ何品（朝何品昼夕何品）添エルヤ。
普通1皿（品種ハ普通2,3種、時ニヨリ不同）。
- (5) 飲料水ハ河水カ湧出水ナリヤ。
水道。

- (6) ビール、アルコール性飲用ヲ許シアリヤ。
将校無制限、準士官以下麦酒ノミ。
- (7) 便所ハ1週何回掃除セラルルヤ。
毎日（但シ朝、日本掃除人ニヨリ）。
- (8) 台所ノ近クニ便所アリヤ。
無シ。
- (9) 紙屑類ハ1週何回取出去ルヤ。
毎日（但シ朝、日本掃除人ニヨリ）。
- (10) 襪衣ハ毎週何回洗濯スルヤ。
洗濯屋ハ1週2回来所其他ハ随意。
- (11) 薬布団ハ毎週何回取替エルヤ。
随意干燥及補修材料ハ請求ノ都度支給ス。
- (12) 入浴ハ1週何回ナリヤ。
1週2回温浴水浴随意。
- (13) 何月何日ヨリ「ストーブ」ニテ室ヲ温ムルヤ。
12月1日ヨリ3月20日迄。
- (14) 何時ニ起キテ何時ニ仕事ヲ始メ何時ニ寝ルヤ。
起床6時、就寝9時、冬期ハ6時半—8時半。
- (15) 労役賃金幾何ナリヤ。
日60銭—1円（外ニ昼食25銭乃至50銭位）。
- (16) 収容所ニテ運動ヲ許可サレアルヤ。
時々郊外散歩ハ近来1週1回ノ予定。
- (17) 音楽ノ本等ハ読ムコトヲ許サレアリヤ。
読書ハ制限セズ。
- (18) 郵便物ハ毎週当人ニ渡サルルヤ。
殆ト毎日。
- (19) 伝染病不治病例ヘハ結核癌腫精神病患者アリヤ。
伝染病ハ収容当時ニ於テ腸チブス2名、赤痢1名ヲ出セシモ爾後発生ヲ見ズ。結核患者ハ3名、内1名死亡シ、他ハ治癒ス。精神病者ハ今日迄早発

第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所における救恤活動について

痴呆1名ヲ出シ、目下休養室ニ収容中。他ニ現時ヒステリー患者1名アリ。

②0 眼病患者幾人アリヤ。

重症ニモノナク「トラホーム」患者亦皆無、今日迄単ニ軽症ノ急性結膜炎及眼瞼麦粉腫等アリシノミ。

②1 自殺者ハ何人アリヤ。

無シ。

②2 今日迄ニ死亡者数。

4名（腸チブス1名、脳充血1名、糖尿病1名、喉頭及肺結核兼肺炎兼ヒステリー1名）。

②3 営倉ノ掃除ハ毎週何回行フヤ。

毎日。但シ、入倉者アルトキハ入倉者自身、然ラザルトキハ日本衛兵³⁷。

午前10時50分、中島所長はパラヴィチーニ一行を、収容所を出ると、名古屋製陶会社の工場に案内した。ここでの労働は特殊技能を必要としなかったが、捕虜らは愉快に就労していた。11時30分、一行はここを退出した。正午に名古屋ホテルにもどり、昼食を摂った³⁸。

午後2時、名古屋駅において、松井茂日赤愛知県支部長、中島所長、上野主事、岡本衛戍副官に見送られ、パラヴィチーニ一行は、次の視察先である静岡に向かった³⁹。

ICRC駐日代表による名古屋俘虜収容所視察の日程は、以上のようにして終わっている。以上の見聞をもとにして、パラヴィチーニは、ICRCに宛てた報告書の中で、名古屋俘虜収容所の視察状況を次のように記している。

当収容所は1914年11月14日に開設されました。私が当収容所を視察したのは1918年7月13日です。当収容所は、日本では第4番目に大きい大都市であり、京都と東京との間では最重要の拠点でもある、名古屋市⁴⁰の北東方向の一角に位置しています。当収容所は、古くからある収容所の一つであり、多くの点に於いて、青野ヶ原および板東両収容所にとって模範となっております。

士官用兵舎 1 棟と兵士用兵舎 4 棟の中に、士官 12 名をも含んだドイツ兵捕虜 494 名が居住しています。居住区は、収容所全面積 40,000 平方メートル中の約 20 分の 1 を占めています。その他に、事務室、管理棟等々がありますが、大運動場 1 面、テニスコート 6 面、そして、捕虜らによって設営された園亭^{ラウベ}がそこかしこにある、約半ダースばかりの大小の丘によって残りの面積が占められています。兵舎内において捕虜 1 名あたり 3 平方メートルの面積です。

当収容所所長は、「できるだけ捕虜らを手厚く処遇するが、規律に従わない捕虜は厳しく制裁する」、という方針を明らかにしていました。

当収容所では名古屋市の給水管を引いています。

便所掃除とゴミの回収とが、朝、日本人らの手によって為されています。

約 170 名の捕虜が、毎日、名古屋市内の製鉄工場、染色工場、磁器製造工場での労働にいそんでいます。ちなみに、磁器製造工場の工場長はドイツ語を話し、私どもは当該工場を視察しました。捕虜はこの気分転換を喜び、彼らのうちの多くは、60 銭乃至は 1 円の日当を得ています。その上、捕虜らは、幾つかの工場で、約 25 銭に相当する昼食さえ提供されています。中休みをも含めると、捕虜らは約 8 時間就労しています。日本人雇用主らは、捕虜らが勤勉であることと、日本人よりもはるかに優れた彼らの労働力を、賞賛しています。

当収容所内にはパン焼き工場があります。調理に必要な原材料は所外から供されています。但し、家禽類は別です。なぜならば、家禽類は所内で飼育されているからです。

捕虜の中には腕の良い職人がいます。事実、まだ完成してはいませんでしたが、所内で制作中のパイプオルガンや、数名の捕虜らを要して組み立てられかつ見事に稼働中のボイラーをさえ、私どもは目にしたのです。

所内でのスポーツについて申しますと、テニスの他に、特にサッカーが好まれています。

収容所内図書室には約 4,000 冊の図書が所蔵されています。

所内診療室には、胃腸疾患患者 2 名と精神病患者 2 名が治療を受けていま

した。当収容所では2名の結核患者が全治しました。当収容所での重病人は名古屋衛戍病院に移送されています。私どもが視察した時点では、そのような重病人は皆無でした。大戦が勃発してから1年目の折に、合併症をも併発して深刻な状態にあった、チフス患者1名を当病院で診察することを、私は、電報で要請されたことが一度ありました。その時、医師らが当該患者のために可能な限りの措置を講じていることを、私は確認することができました。これら以外に、当収容所ではなおも3件の死亡例がありました。死因は、脳内出血、糖尿病、肺と喉頭部の結核です。1週間に2度ばかり、名古屋の歯科医が当収容所を訪れています。

兵卒らの側からは、特記するほどの愁訴は来ておりません。将校らは、次第に無気力になり体力が低下してきていることを、訴えています。将校らは、このところ以前に比べると、兵卒らからはより厳格に隔てられており、「だからこそ自分達にとって精神的に刺激となるようなものが無くなってしまった」と不満を述べています。なぜならば、将校と兵卒らが互いに話し合うことがあまりできなくなっているからです。収容所所長は、以上の措置に対して懲戒上の理由を挙げています（傍線は引用者）¹⁰。

総じて、名古屋での捕虜処遇に対して、パラヴィチーニからは好意的な評価が与えられている。事実、衣食住に十分な配慮が払われているために、「平均体重18貫329匁」を記録しており、ハーグ「規則」第7条の規定が満たされている。第6条に規定する捕虜労働についても、当時の日本人の平均給与と比べても、やや高い水準の金額が支払われている。これは、捕虜の中に、技術者等熟練労働者が多かったためである。また、パラヴィチーニが捕虜らと会見する際に、通訳を例外として、日本側関係者全員が席を外したことも、パラヴィチーニに、名古屋での捕虜救恤について、良い印象を与えたのであろう。

名古屋収容所視察記録をも含めたこの報告書を、視察旅行からもどったパラヴィチーニは、1918年9月に横浜でまとめ上げると、直ちにジュネーブのICRCに送付した。カーボン紙に転写された原稿写しをもとに、彼に随行した岡倉一郎囑託通訳が、1918年（大正7年）10月14日付で「ドクトル・パラヴィ

チーニ氏ヨリ国際委員ニ提出シタル日本俘虜収容所視察報告書」として翻訳した。ウェルズ報告とは異なり、このパラヴィチーニ報告は、石黒忠恵日赤社長から山梨半造陸軍次官宛に送付回覧された。

ところで、1920年（大正9年）4月1日、名古屋に駐屯する第3師団司令部から、『名古屋俘虜収容所事業報告書』（以下、「報告書」と題する公文書）が出されている⁴¹。1914年（大正3年）3月に開設されてから1920年4月に閉鎖されるまでの名古屋収容所での業務を総括している。この中には、ICRC駐日代表パラヴィチーニによる視察のことは言及されていない。参謀本部課員が随行するなど、ものものしいが、随員数が少なく、視察時間も約7時間に過ぎなかった視察に対して、異なった文化を背景にしたドイツ人捕虜らを相手の膨大な用務で、忙殺されていたのであろう。「俘虜ニ関スル法規」の具体的な規定は一度も引用されていないが、次のような文面が注目を引く。

俘虜ノ待遇ハ我国古来武士道ト国際法規ノ示ス所ニ遵拠シ博愛人道ノ精神ヲ以テスルト同時ニ極力我威信ヲ保持シテ其隙ヲ窺フ能ハサラシメ終始厳正ナル監視ノ下ニ於テ応分ノ生活ヲ営マシムルヲ以テ方針トシ……（傍線は引用者、「報告書」、p. 3）

……吾人ノ好意ト思想ニ対シ表面感謝ノ意ヲ表スルモ眞実吾人ヲ徳トスルニ至ラザリシハ彼等ノ言動ニ於テ機微ノ間ニ窺知スルヲ得タリ。然ルニ平和条約ニ於ケル嚴酷ナル条件ト聯合國ノ独逸俘虜ノ待遇等漸次判明スルニ及ヒ我官民ノ終始一貫セル人道的待遇ニ照ラシ……（傍線は引用者、「報告書」、p. 58）

ハーグ「規則」の実現につとめていることがうかがえる。反面、次のような記述にも注目したい。

俘虜ニ支給スル被服陣営具等ヲ本邦軍隊ヨリ保管轉換セシムル場合ニハ大小文数及程度ヲ嚴重ニ指示スルヲ要ス。

第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所における救恤活動について

理由 本邦兵卒ト俘虜トノ体格ハ非常ニ相違（将来モ然ラン）アリ。然カモ只保管転換ノミヲ命セラレタル時ハ、受命部隊ハ普通大小号文数ヲ考慮セス且ツ劣等品ヲ交附スルハ自然ナリ。故ニ支給品ハ俘虜ノ身体ニ適合セス……（「報告書」, pp. 65-66）

要するに、ハーグ「規則」第7条2項の機械的な運用に反対しているのである。この他にも、「報告書」は、最終的にドイツ人捕虜が総て退所して、収容所が閉鎖されるまでの6年間の実務に基づき、今後もし捕虜収容所が設置される場合に備えて、幾つかの提言を述べて、終わっている。

6. おわりに

以上、本稿では、第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所に対象を限定して、当時の捕虜救恤体制とその実態について、日本赤十字社、ICRC、旧日本陸軍の文書を援用しつつ、検討してきた。当時の国際基準に照らして、遜色のない救恤活動が名古屋俘虜収容所で実施された、と筆者は考えている。

松江豊壽大佐の板東収容所が「模範収容所」（ムスター・ラーゲル）として、ドイツ人捕虜らから評価されたことはつとに有名である。では、同じ日本国内ではあっても、それ以外の収容所での救恤体制はどのように構築され、運営されたのか。また、逆に、これらの収容所間では、運営上の情報を相互に交換することはなかったのだろうか。

更に、第1次大戦当時の捕虜収容所運営上の経験は、以後の日本赤十字社、日本陸軍そして日本海軍にどのように継承されていくのだろうか。一般に、こうした知識は、当事者を介して、次世代に伝えられるものである。「規則に違反しない限りは、捕虜を厚遇する」という方針をとっていた名古屋収容所所長の中島鉄之助大佐は、1922年（大正11年）に少将昇進後、1925年（大正14年）に予備役に退く。パラヴィチーニ視察に若くして随行した田中稔大尉は、その後、順調に昇進するが、1935年（昭和10年）に中将に昇進後、予備役に編入され、第2次世界大戦中には陸軍市政長官をつとめている⁴²。中島、田中

らは、ICRC 駐日代表による捕虜収容所視察について、何らかの記録を残していないのだろうか。そして、本稿の主人公であるパラヴィチーニ自身は、第2次世界大戦が太平洋にまで戦火を広げると、請われて再び ICRC 駐日代表に就任した。だが、老齢の身であった彼は、期待されたほどの働きができないまま、横浜で客死した。

いずれも、今後の課題として取組んでいきたい。

〔後記〕本稿の原型となったのは、「東海システムを再評価する」という共通テーマで開始された愛知大学大学院リレー講演で、2005年2月5日に筆者が行った第2回講演「第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所」である。この講演は、当時の手厚い捕虜処遇が東海地方での「物作り」の基盤の一つにもなったという趣旨であった。本稿では、同じ内容とはいえ、救恤体制に焦点を絞っている。当日、聴講下さった方々に御礼申上げる。日本赤十字社文庫の利用にあたっては、榎居孝氏（日本赤十字社本社参与）の御紹介で、中野裕子氏（博物館明治村学芸員）、河合利修氏（日本赤十字豊田看護大学講師）に御世話になった。更に、上野利三氏（三重中京大学教授）が三重中京大学地域社会研究所で組織される研究会の場で、上野氏、榎居氏、河合氏、加藤順一氏（星城大学助教授）、久保田浩二郎氏らとの研究会が有益であった。なお、「名古屋製陶所」に関する文献・検索では、豊岡文英氏（名古屋大学大学院経済学研究科附属国際経済動態研究センター）に御助言を賜った。ここに記して御礼申上げる。

注

- 1 「捕虜」については、「俘虜」という表記がある。前者は第2次世界大戦前から一般的に使われていた。これに対し、後者は、主として、公文書で使われていた。本稿では、例えば、「1929年7月27日の俘虜条約」のような法令用語や、第1次世界大戦当時の「名古屋俘虜収容所」のように表記が確立している場合を除き、一般に「捕虜」と表記する。
- 2 才神時雄（さいかみ ときお）著『松山収容所——捕虜と日本人』、1969年、中公新書、pp. 175-176。棟田博著『桜とアザミ——板東俘虜収容所』、光人社、1974年刊。林啓介著『板東俘虜収容所——第9交響曲のルーツ』、阿波文庫⑥、南海ブックス、1978年。C・バーディック/U・メースナー/林啓介共著『板東ドイツ人捕虜物語』、1982年、海鳴社刊。中村彰彦著『二つの山河』、1997年、文春文庫、文藝春秋社刊、pp. 9-87。富田弘著『板東俘虜収容所——日独戦争と在日ドイツ俘虜』、

第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所における救恤活動について

1991年、法政大学出版局刊。

- 3 久留米市教育委員会編「久留米俘虜収容所」, 久留米市文化財調査報告書第153集, 1999年, 名古屋鶴舞中央図書館所蔵, 請求番号219/26, 問合せ番号9819015472, p. 18, 36, 94-95。岡戸武平著『パン半世紀 シキシマパンの歩み』, 昭和45年(1971年), 中部経済新聞社。安保邦彦著『敷島製パン80年の歩み』, 2002年, 敷島製パン株式会社。校條義夫(めんじょう よしお)「名古屋俘虜収容所 覚書Ⅱ」(後掲「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」研究会編『青島戦ドイツ兵俘虜収容所』研究, 第2号, pp. 65-70)。池山弘「名古屋ドイツ俘虜収容所」(大石慎三郎監修『新修名古屋市史 第6巻』, 平成12年(2000年), 名古屋市, 第1章第3節, pp. 92-97に所収)。
- 4 例えば, 「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」研究会編「『青島戦ドイツ兵俘虜収容所』研究」, 創刊号(改定版), 2003年12月, 同「研究」第2号, 2004年10月号, 名古屋鶴舞中央図書館所蔵, 請求記号3296/57/1及び3296/57/2, 問合せ番号9914002279及び9914062269。「もの作りの礎 独兵捕虜に光」, 2003年12月20日付朝日新聞日刊名古屋本社版記事。
- 5 第2次大戦末期のスイス・ベルンで日本側の和平工作にドイツ人実業家フリードリッヒ・ハック(1887-1949)が協力するのは, 第1次大戦中の福岡俘虜収容所で厚遇されたことによる(坂田卓雄著『スイス発緊急暗号電——笠信太郎と男たちの終戦工作』, 1998年, 西日本新聞社, pp. 15-27, 72)。
- 6 第2次世界大戦終結時に, 元捕虜らから連合国軍に対して嘆息書が出された元捕虜収容所長は稀であった。例えば, 本稿で論じるパラヴィチーニ博士の後任として日本に赴任した, ICRC駐日代表部首席マルセル・ジュノー博士は, その報告書の中で次のように述べている。「現在はアメリカ軍が戦争犯罪人らを収容するために使用している大森収容所を視察に訪れたことは, かつて日本国内の連合国軍戦争捕虜収容所で看守として勤務した多くの日本軍将校らが, 今ではここに収容されているだけに, 興味深いものでした。彼らの中には, 私どもや連合国軍捕虜に対しては好意的にふるまった旨の証明をどうか書いてくれないか, と頼み込む者もありました。現在のところ, ただ一つの場合を例外とすれば, そのような書面を交付しないようにと私は協力者らに言いました。ただ一つの例外とは, かつて監視を担当した連合国軍捕虜らから『収容所では自分たちのために骨折ってくれたことを感謝する』旨の何通もの書面を受取り, それらをベスタロツィ派遣員にゆだねた, 一日本軍収容所所長の場合でした。ベスタロツィ派遣員はこれらの書面を紛失してしまいましたが, 私としては, 同派遣員にこの日本軍将校のために次のような趣旨の証明書を書くことを認めました。すなわち, 『連合軍捕虜らからのそれらの書面はベスタロツィ ICRC 駐日代表部派遣員の手元に保管されており, 同派遣員に対する当該日本

軍収容所所長の対応は常に道義に適ったものであった』、という趣旨の証明書です。』(傍線部は引用者。Les visites au Camp d'Omori actuellement transformé par les américains pour y héberger des war criminels est d'autant plus intéressante que dans ce camp sont détenus une grande partie des officiers japonais qui ont fonctionné comme gardes dans les camps de PG au Japon. Plusieurs d'entre eux nous ont demandé d'intervenir en leur faveur par des certificats disant leur bonne conduite envers nous et les PG. Pour le moment j'ai déconseillé à mes collaborateurs de délivrer de tels documents sauf dans un cas pour Mr. Pestalozzi à qui un commandant japonais avait remis des lettres de ses propres PG le remerciant de ce qu'il avait fait pour eux. Mr. Pestalozzi ayant égaré ces lettres, je l'ai autorisé à dire dans un certificat qu'elles avaient été en sa possession et que l'attitude de cet officier japonais avait toujours été correcte vis à vis de lui. Cf., *Rapport du Dr. Marcel Junod en date du 5 décembre 1945*, Archives du CICR à Genève, cote BG 3/51, pp. 5-6.)。この「ただ一つの例外」に該当するかどうかはわからないが、福岡俘虜収容所第7派遣所長であった調正路(しらべ まさじ)陸軍中尉が国際法と俘虜取扱規則を厳守して捕虜を処遇したことが伝えられている(朝日新聞テーマ談話室編『戦争——血と涙で綴った証言(下)』, 1987年, 朝日ソノラマ社刊, pp. 300-302)。また、捕虜とは事情が少し異なるが、インドネシアのスマトラ島で、民間人抑留者らを国際法に準じて処遇した、池上信雄陸軍中尉(第25軍敵性国人抑留所シリングリンゴ第5分遣所所長)も稀有な例である(保坂正康著『昭和陸軍の研究(下)』, 1999年, 朝日新聞社, pp. 461-476)。

- 7 Cf., Jean de PREUX, «Commentaire III La convention de Genève relative au traitement des prisonniers de guerre», 1958, CICR, Genève, pp. 137-138, 149. ジャン・ビクテ著井上益次郎訳『赤十字の精神』, 1958年, 日本赤十字社, pp. 34-35. Cf., Jean-Jacques ROUSSEAU, «Du contrat social», dans *Oeuvres complètes de Jean-Jacques ROUSSEAU*, édition Gallimard, Paris, 1964, pp. 357-358. ジャン・ジャック・ルソー著桑原武夫・前川貞次郎訳『ルソー 社会契約論』, 1954年, 岩波文庫, pp. 24-25. 日清・日露両戦争に国際法顧問として従軍し、陸軍大学校および海軍大学校で国際法を講じた、国際法学者有賀長雄は、ハーグ「規則」そのものへの註釈ではないが、次のように述べている。「敵兵を捕擒することは古来の習慣なれど、昔と今と大に其の理義を異にせり。昔は国民を挙げて敵としたるに因り、其の一人か捕虜と成りて勝者の手に陥りたる時は勝者は仇敵として之を目し、又其の軍に敵対したる一種の罪人として扱ひたり。然るに近世に至り、戦争に於て敵とすへきは敵の国民に非ずして国家なりとの観念に一変したるより、俘虜は仇敵に非ず、又罪人に非ず。却て国家の為に身命を賭して其の義務を尽くしつつ敵手に陥り

第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所における救恤活動について

- たる者なれば、事情憐れむべきものなりと云ふ観念発達し、全く昔と其の観念を異にするに至れり」(下線部は引用者。有賀長雄著『戦時国際公法(上)』, 1904年, 早稲田大学出版部, p. 163)。
- 8 Cf., Jean de PREUX, *op.cit.*, pp. 162-163. 早稲田大学教授を経て東京商科大学教授として国際法を講じた、国際法学者中村進牛は、ハーグ「規則」第7条について、第1次世界大戦中の著作の中で、次のように述べている。「給養ノ義務ハ却テ本国之ヲ負担セサルヘカラス。然ルニ現今スル原則ノ認メラルルハ俘虜ヲ捕ヘタル国家ハ敵ノ戦闘力ヲ減スルノ利益ヲ受ケルルコトト、敵ヨリ衣食ヲ送致スルコトノ事実不可能ナルコト多キノ点ニ基ツクヘシ……(中略)……給養費ハ原則トシテ捕ヘタル国家之ヲ支弁スヘキモノナレトモ特別ノ約定ニヨリテ講和後俘虜ノ本国ヨリ返還セシムルコトヲ妨ケス」(中村進牛著『国際公法論』, 1916年, 清水書店, pp. 561-562)。
- 9 名古屋俘虜収容所編『名古屋俘虜収容所業務報告書』, 第3師団司令部, 大正9年(1920年), 名古屋市公文書館(名古屋市資料館内)所蔵, 分類記号TE/9/005, 附録 p. 15。当時の日本国内の他の捕虜収容所でも、これと類似の内務細則が作られたかどうか、興味深い点である。
- 10 落合泰蔵監修吉安延太郎編『日本赤十字社史統稿(自明治41年至大正11年)上巻』, 昭和4年(1929年), 日本赤十字社, pp. 606-607。日本赤十字社定款(明治43年7月改正, 大正元年12月一部改正)では、「第8条 本社ハ戦時傷者, 病者ヲ救護スルヲ目的トス。前項主タル目的ノ外, 必要ノ場合ニ於テ傷者, 病者ヲ救護シ又ハ救助金ヲ募集スルコトアルヘシ」と規定している。
- 11 以下の日本赤十字社俘虜救恤委員規定は、落合泰蔵監修吉安延太郎編『日本赤十字社史統稿(自明治41年至大正11年)下巻』, 昭和4年(1929年), 日本赤十字社, pp. 597-598に依った。
- 12 前掲「俘虜ニ関スル法規」, p. 18。
- 13 Cf., Jean de PREUX, *op.cit.*, p. 276。
- 14 筆者は、冊子「俘虜ニ関スル法規」(俘虜情報局, 大正6年2月10日改正)の現物を、後述する「日本赤十字社文庫」(博物館明治村所蔵, 日本赤十字豊田看護大学管理)で閲覧した。「陸戦の法規慣例に関する規則」の原文は、Schindler/Toman, «Droit des conflits armés», Comité international de la Croix-Rouge & Institut Henry-Dunant, Genève, 1996, pp. 76-81を参照した。
- 15 長谷川伸著『日本捕虜志(下)』, 1962年, 時事通信社刊, pp. 141-142。
- 16 蜷川新著『興亡五十年の内幕』, 六興出版, 昭和28年(1948年), pp. 22-29。なお、国際法の専門家となった蜷川は、後に、同志社大学, 駒沢大学で、教鞭を執るかたわら、日本赤十字社外事顧問として、国際人道法の整備につとめた。特に、アメリカ赤十字社・戦時委員会委員長ヘンリー・デビットソンらと共に、赤十字連盟

- (現在の国際赤十字・赤新月社連盟)の創設に尽力した。これにより、平時にあって、国際的な規模での人道活動が促進された。第2次世界大戦後、公職追放を受けた(秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』, 2002年, 東大出版会, pp. 390-391。榎居孝著『世界と日本の赤十字』, 1999年, タイムス社(大阪), pp. 54-57。「私の歩んだ道」(蛭川新著『天皇 誰が日本民族の主人であるか』, 1947年, 光人社刊, pp. 204-219に所収))。
- 17 蛭川新著前掲『興亡五十年の内幕』, pp. 51-52。
 - 18 平岩貴比古「名古屋と松山の捕虜収容所」(松山大学編『マツヤマの記憶——日露戦争100年とロシア兵捕虜』, 2004年, 成文社, pp. 75-89に所収)。前川和彦記者「日露戦争開戦100年 捕虜の来た町(上・中・下)」(2004年2月10-12日付朝日新聞名古屋本社版日刊記事)。
 - 19 前掲『名古屋俘虜収容所業務報告書』, pp. 1-3。
 - 20 校條義夫(めんじょう よしお)『「名古屋俘虜収容所」覚書』(「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」研究会編前掲『「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」研究』, 創刊号(改定版), pp. 43-45。
 - 21 バーディック/メースナー/林共著前掲書, pp. 18-34。富田弘著前掲書, pp. 267-311。ちなみに、真崎は、久留米収容所長を更迭されるが、その後、大将にまで昇進、2・26事件に連座し、予備役に編入された。
 - 22 バーディック/メースナー/林共著前掲書, pp. 71-81。ウェルズの報告書の全訳として、高橋輝和訳「サムナー・ウェルズによるドイツ兵収容所調査報告書」(「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」研究会編『「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」研究』, 創刊号(改定版), 2003年12月, pp. 3-30に所収)を参照。
 - 23 高橋前掲訳, p. 20。
 - 24 落合泰蔵監修吉安延太郎編『日本赤十字社史統稿(自明治41年至大正11年)下巻』, 昭和4年(1929年), 日本赤十字社, p. 601。
 - 25 榎居孝著『太平洋戦争中の国際人道活動の記録(改定版)』, 日本赤十字社, 平成6年(1994年), pp. 124-131。Cf., «Le Comité international et la guerre - Délégation au Japon» et «Dr. Fritz Paravicini - chef de la délégation du Comité international de la Croix-Rouge au Japon (1874-1944)», dans *Bulletin international des Sociétés de la Croix-Rouge*, tome LXXV, février 1944, N°498, pp. 100-102 et 106-109. Nekrolog „Dr.med. Fritz Paravicini“ mit der Unterzeichnung von Dr.F.W., in *Glerner Nachrichten*, Nr.27, den 2. Februar 1944.
 - 26 Cf., Caroline Moorehead, "Dunant's Dream - War, Switzerland and the History of the Red Cross", London, Harper Collins Publishers, 1998, pp. 486-487。オリヴァ・チェックランド著工藤教和訳『天皇と赤十字——日本の人道主義100年』, 法政

第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所における救恤活動について

- 大学出版会，2002年，pp. 170-171。しかし，島津忠承元日赤社長の回想によると，戦局が悪化し，日本国内で物資が欠乏し始めた頃，捕虜収容所の多数の赤痢患者の治療のために，ICRC駐日代表部の厳重な管理下にあった横浜市内の倉庫内の医薬品を，同元社長の懇願に応じて，パラヴィチーニが日赤に提供した，という（島津忠承著『人道の旗のもとに ― 日赤とともに 35年 ―』，1965年，講談社刊，pp. 78-80）。
- 27 日本赤十字社文庫の沿革については，中野裕子「明治村の蔵書について(3)」(広報誌「明治村だより」第15号，平成11年(1999年)3月15日，博物館明治村発行，pp. 10-11に所収)を参照。
- 28 この報告書は，当時の日赤本社で使用されていた罫線付専用用箋に墨筆で浄書されている。ページ数が付せられていない。題目が記されたページの次頁から本文が始まっている。そこで，本稿では，便宜上，最初の本文をp. 1として，以下表記する。
- 29 日本赤十字社社長男爵石黒忠恵に宛てた長崎省吾「俘虜収容所視察ニ付報告書」(「俘虜収容所視察報告」，pp. 1-6に所収)。
- 30 「視察委員取扱ニ要スル経費支出方ニ関スル件」(「赤十字国際委員在本邦独塊俘虜視察関係」綴に所収)。落合泰蔵監修吉安延太郎編前掲『日本赤十字社史続稿(明治41年至大正11年)下巻』，pp. 615-619。
- 31 「俘虜収容所視察報告」，p. 128。「名古屋ホテル」は，1915年(大正4年)3月1日，当時の名古屋市西区堅三ッ蔵町一丁目80番地(現在の名古屋市中区錦一丁目16番地付近)に，資本金5000円で設立された高級ホテルである(服部鉦太郎著『写真図説 大正の名古屋』，1980年(昭和55年)，名古屋泰文堂，p. 48，pp. 78-79)。1945年(昭和20年)1月3日の空襲で灰燼に帰した。
- 32 「名古屋俘虜収容所長ノ同所収容俘虜ノ状況説明」(「俘虜収容所視察報告」，pp. 132-134に所収)。
- 33 「俘虜収容所視察報告」，p. 129。
- 34 落合泰蔵監修吉安延太郎編前掲『日本赤十字社史続稿下巻』，p. 614。
- 35 落合泰蔵監修吉安延太郎編前掲『日本赤十字社史続稿下巻』，p. 618。
- 36 Cf., «Rapport du Comité international de la Croix-Rouge sur son activité pendant la seconde guerre mondiale (le 1^{er} septembre 1939 - 30 juin 1947)», volume I, Genève, 1948, CICR, p. 469.
- 37 「名古屋俘虜収容所視察ニ際スル質問及答解」(「俘虜収容所視察報告」，pp. 135-137に収録)。
- 38 「俘虜収容所視察報告」，p. 130。「名古屋製陶会社」は，1911年(明治44年)，名古屋市東区千種町弦月132(現在の名古屋市古出来町付近)に所在した帝国製陶所

を前身とし、名古屋財界の資本援助を受けて、合資会社「名古屋製陶所」として発足した。1943年（昭和18年）に解散され、住友工業へ売却された。後述するように、パラヴィチーニは、案内された名古屋製陶所の工場長とドイツ語で会話をしている。この工場長は、東京職工学校（東京工業大学の前身）でドイツ人技術者ゴットフリート・ワグナーに直接に学び、日本陶器株式会社を経て、名古屋製陶所の経営に携わった飛鳥井孝太郎であろう（葵航太郎・木村一彦共著『オールド大倉・東陶・名陶——大正・昭和モダン食器』、2001年、トンボ出版、pp. 92-93。三井弘正著『概説近代陶業史』、1979年、日本陶業連盟刊、pp. 9-11, 37-39。伊勢木一郎著『近代日本陶業発展秘史』、1950年、技報堂刊、pp. 12-23）。

39 「俘虜収容所視察報告」, p. 131。

40 „(Lager Nagoya) Besteht seit 14. Nov. 1914, besucht am 13. Juli. Liegt in der Nordostecke der Stadt gleichen Namens, der viertgrössten Japans und der wichtigsten Station zwischen Kyoto und Tokio. Das Lager ist eines der älteren und war in Manchem für Aonogahara und Bando vorbildlich.

Eine Offiziers- und vier Mannschaftsbaracken beherbergen die 494 Deutschen mit ihren 12 Offizieren und nehmen ungefähr ein Zwanzigstel der 40,000 qm. Lagerraum ein. Die üblichen Bureaux, Verwaltungsgebäude etc. lassen Raum für einen grossen Spielplatz, 6 Tennisplätze und etwa ein halbes Dutzend kleinere und grössere, bewaldete Hügel mit von den Gefangenen erstellten Lauben. Es kommen auf den Mann etwa 3 qm. Barackenraum.

Der Kommandant bekannte sich zum Grundsatz, die Leute möglichst gut zu behandeln, aber Ungehorsam streng zu strafen.

Das Lager hat Anschluss an die städtische Wasserleitung.

Die Reinigung der Aborte und das Wegschaffen der Abfälle geschieht am Morgen durch Japaner.

Etwa 170 der Gefangenen gehen täglich auf Arbeit in die städtischen Eisenwerke, Färbereien, und eine Porzellanfabrik, deren Director deutsch spricht und die wir besuchten. Die Leute sind froh über die Abwechslung, und Manchem kommt der Taglohn von 60 Sen bis ein Yen zugute. Sie bekommen an einigen Orten überdies noch das Mittagessen, im Werte von etwa 25 Sen. Erholungspausen inbegriffen bleiben sie etwa 8 Stunden an der Arbeit. Die japanischen Arbeitgeber rühmen ihren Fleiss, und ihre den Japanern weit überlegene Körperkraft.

Bäckerei ist im Lager. Das Rohmaterial für die Küche kommt von aussen, abgesehen von etwas Geflügel, das im Lager gezüchtet wird.

第1次世界大戦中の名古屋俘虜収容所における救恤活動について

Unter den Gefangenen befinden sich geschickte Handwerker. Wir sahen sogar eine noch nicht ganz fertige, im Lager entstandene Orgel, und eine recht schön arbeitende, von einem Gefangenen erbaute Dampfmaschine.

An Sport wird neben Tennis besonderes Fussball betrieben.

Die Lagerbibliothek umfasst etwa 4,000 Bände.

Im Revier fanden sich 2 Magendarm- und 2 Geisteskranke. 2 Tuberkulosen sind im Lager ausgeheilt. Das Garnisonslazarett Nagoya nimmt schwerere Krankheitsfälle aus dem Lager auf; zur Zeit unseres Besuches waren keine dort. Im ersten Kriegesjahr war ich einmal telegraphisch zu einem lethal endigenden komplizierten Typhus dorthin gerufen worden, und hatte mich überzeugen können, dass die Aerzte ihr Möglichstes für ihn getan. Ausser diesem sind im Lager noch drei Todesfälle vorgekommen. Ursachen: Gehirnblutung, Diabetes, Lungen und Kehlkopfüberkuloze. Zweimal wöchentlich besucht ein Zahnarzt von Nagoya das Lager.

Von der Mannschaft liefen keine nennenswerten Klagen ein. Die Offiziere leiden unter zunehmender Abstumpfung und Erschlaffung. Sie sind in letzter Zeit strenger von der Mannschaft abgesondert als früher, und beklagen sich, dass dadurch viel geistige Anregung für sie wegfällt, da sie sich gegenseitig nicht mehr viel mitzuteilen haben. Der Lagerkommandant gab disziplinarische Gründe für diese Massnahme an.“(括弧内は引用者が補足。Cf., Fritz Paravicini, „Bericht des Herrn Dr. F. Paravicini, in Yokohama, über seinen Besuch der Gefangenenlager in Japan (30. Juni bis 16. Juli 1918)“, Dokumente herausgegeben während des Krieges 1914-1918 von Internationales Komitee vom Roten Kreuz, zwangste Folge, Verlag Georg & C^o. Basel und Genf, 1919, pp.18-20. Ibid., "Bericht ueber den Besuch der Gefangenenlager in Japan, 30. Juni bis 16. Juli 1918, zu Haenden des Internationalen Comites des Roten Kreuzes, eine Kohlepapierkopie der originalen Maschinenschrift, pp. 17-18.)

カーボン紙に転写されたパラヴィチーニ報告のタイプ原稿の写しと、スイス本国で公開された報告冊子とは、共に「赤十字国際委員在本邦独塊俘虜視察関係」(分類記号B/1132/3130)綴りに収録されている。この報告書は、パラヴィチーニに随行した岡倉一郎嘱託通訳により、大正7年(1918年)10月14日付で「ドクトル・パラヴィチーニ氏ヨリ国際委員ニ提出シタル日本俘虜収容所視察報告書」として翻訳された。罫線入りの日赤用箋に墨筆で浄書され、全109ページからなる翻訳が、上記綴りの中に収録されている。この翻訳は、タイプ原稿写しと共に、大正7年(1918年)10月14日付で石黒忠恵日赤社長から山梨半造陸軍次官宛に送付回覧されている。岡倉訳では訳文が古くなっているため、筆者

(大川)が全面的に訳し直したものを、編訳著『欧米人捕虜と赤十字活動——パラヴィチーニ博士の復権』の中に収録して、近日中に論創社から刊行予定である。なお、公刊されたパラヴィチーニ報告は、冒頭部を省略しているが、„In Feindeshand - Die Gefangenschaft im Weltkriege in Einzeldarstellungen“, zusammengestellt und eingerichtet von Hans Weiland und Leopold Kern, 2er Band, 1931, Wien, Bundesvereinigung der ehemaligen österreichischen Kriegsgefangenen, pp. 82-90 の中にも収録されている。

- 41 名古屋俘虜収容所編『名古屋俘虜収容所業務報告書』, 第3師団司令部, 大正9年(1920年), 名古屋市公文書館(名古屋市政資料館内)所蔵, 分類記号 TE/9/005。
- 42 甲斐克彦編『陸軍大学校全入録(上巻)』, 1981年, 横書店, p. 300, 565-566。